

令和4年度大磯町教育委員会第12回定例会議事録

1. 日 時 令和5年3月23日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時37分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
末 續 慎 吾 委員
大 槻 直 行 教育部長
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
柳 田 美千代 子育て支援課長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長
北 水 慶 一 文化財活用推進担当課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長
須 田 幸 年 学校教育課デジタル教育推進担当主幹
添 田 健 学校教育課人事担当主幹
片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 1名
6. 付議事項
議案第21号 令和5年度大磯町教育委員会基本方針について
議案第22号 県費負担教職員の任免に係る内申について
議案第23号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について
議案第24号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
7. 協議事項
協議事項第1号 大磯町郷土資料館運営基本方針について
8. 報告事項
報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について
報告事項第2号 令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会について
報告事項第3号 地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について
報告事項第4号 蔵書点検に伴う休館について

報告事項第5号 春季企画展の開催について
報告事項第6号 冬季企画展の開催結果について

9. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和4年度大磯町教育委員会第12回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、協議事項1件、報告事項6件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和4年度第11回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて、再開いたします。

それでは、はじめに「令和4年度第11回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和4年度第11回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和4年度第11回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、2月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事について、ご報告いたします。

要綱制定について、2件でございます。

1件目は、「大磯小学校中学校交流事業補助金交付要綱」についてです。こちらにつきましては、大磯町立中学校に在籍する3年生が学区内の町立小学校において、給食を喫食しながら小学校の児童、教職員と交流を行う事業を実施するに当たり、中学校3年生が喫食する給食の食材費に相当する額を大磯町が負担するため、必要な事項を定めているものであります。

2件目は、「大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱」についてです。こちらにつきましては、大磯町郷土資料館条例施行規則第17条に規定する博物館資料の寄贈及び寄託の取扱いに関し、必要な事項を定めるものであります。

それでは、議事に入ります。本日の議事進行につきましては、議案第22号及び議案第23号が人事案件となりますので、はじめに議案第21号、議案第24号について審議し、次に協議事項第1号、次に報告事項第1号から第6号の6件を扱い、最後に議案第22号、議案第23号の順で審議を進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【議案第21号 令和5年度大磯町教育委員会基本方針について】

教育長) それでは、議題に入ります。はじめに、議案第21号『令和5年度大磯町教育委員会基本方針について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第21号『令和5年度大磯町教育委員会基本方針について』、本文については省略いたします。令和5年3月23日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第21号『令和5年度大磯町教育委員会基本方針について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和5年度における教育行政を実施するにあたり、「令和5年度大磯町教育委員会基本方針」を決定することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 令和5年度大磯町教育委員会基本方針の案につきまして、ご説明いたします。

議案の後ろに、令和5年度大磯町教育委員会基本方針(案)、その後ろに説明資料を添付しております。

教育委員会基本方針は、大磯町教育大綱の内容を反映すると共に、年度ごとの予算に基づき、新たな施策や事業について記載するようにしております。

教育大綱については、平成30年11月に改訂した内容の対象期間が町長の任期に合わせる形で令和4年度末となっております。令和4年12月に池田新町長が就任され、総合教育会議等で教育委員の皆様方からもご意見をいただき、教育大綱の改訂案が3月16日にまとまったところでございます。

また、令和5年度予算案につきましても、3月15日に大磯町議会において可決いたしましたので、それらの内容を踏まえた上で、基本方針案を作成いたしました。

説明資料をご覧ください。

1ページから12ページまでが、令和5年度大磯町教育委員会基本方針(案)の前年度対比表になります。左側が令和5年度のもの、右側が令和4年度の内容となっております。色付けされた部分が教育大綱の改訂に基づき修正等が生じた部分になります。

参考資料として、13ページに教育大綱の改訂案を、14ページには、この3月までの期間となっている現行の教育大綱を添付しております。

いずれも、基本方針に影響のある「基本理念」「基本目標」「基本方針」の部分のみを抜粋しております。

なお、議案の後ろに添付しました左1点止めの資料「令和5年度大磯町教育委員会基本方針(案)」は、前年度対比表の左側を転記したものになります。

令和5年度の教育委員会基本方針の説明につきましては、以上になります。

よろしくお願いたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 今の1ページのところ、基本方針のところ。教育大綱が決まりまして、その理念、そして目標、概要が書かれています。何を言いたいかというと、まず、基本方針の網掛けの4番目のところで、「子育て・教育でみんながわくわくするまち」、この「わくわく」が教育大綱ではゴシックになっておりますので、ゴシックにしておいたほうがいいのか、鍵括弧でございまして、ゴシックにしといたほうがいいのかというふうに感じているところです。

それからもう1点、教育目標のところにも、「わくわくするまちづくり」、この「わくわく」も教育大綱ではゴシックになっておりますので、これもゴシックにしたほうがいいのかというふうに私自身は思っております。

見解を教えてください。

学校教育課長) 確かに委員のおっしゃるとおり、教育大綱についてはゴシックで記載がされ

ておりますので、そのような形で修正をさせていただきます。ありがとうございます。
濱谷委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

委員の皆様にもずっと検討していただきましたので、教育大綱は「わくわく大綱」ということになりましたので、それをもとに、教育委員会の基本方針に沿って努力したいと思います。

では質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第21号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) いまの「わくわく」という部分はゴシック体にしたいと思います。

異議なしの声がありましたので、議案第21号『令和5年度大磯町教育委員会基本方針について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第24号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について】

教育長) 次に、議案第24号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第24号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、本文については省略いたします。令和5年3月23日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第24号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員を委嘱又は任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第24号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

本議案は、大磯町学校運営協議会規則の規定に基づき、令和5年度の大磯町学校運営協議会委員を委嘱及び任命するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

議案第24号及び説明資料の2ページをご覧ください。

今回、提案させていただく委員の方々は、規則第7条第1項に記載のあります保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、学識経験者、関係行政機関の職員などの中から、現時点で委員としてご内諾をいただいている方のみ、学校長、園長よりご推薦いただいたものとなります。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となります。

なお、学校長、園長については、次年度の4月1日に配置が決まりますので、改めて4月の令和5年度第1回大磯町教育委員会定例会において、付議をさせていただく予定です。

また、今後確定した学校運営協議会委員についても、4月以降の定例会にて付議をさせていただく予定です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたので、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第24号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第24号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【協議事項第1号 大磯町郷土資料館運営基本方針について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第1号『大磯町郷土資料館運営基本方針について』、事務局より説明をお願いします。

郷土資料館長) 協議事項第1号『大磯町郷土資料館運営基本方針について』、ご説明いたします。

大磯町教育委員会生涯学習課では「生涯学習推進計画」に基づいて事業を進めており、また大磯町立図書館でも計画を持ってありますが、郷土資料館では明文化したものがありませんでしたので、今後将来的に事業を進めていく上で、また改正博物館法が令和5年4月1日から施行されることなどもあり、このたび資料館独自の「基本方針」を定めることとするものです。

それでは基本方針の構成・内容についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1 ページの「はじめに」では、本基本方針の目的について記載しています。

2 ページには方針の位置付けを記載しています。大磯町第五次総合計画、大磯町教育大綱、大磯町第三次生涯学習推進計画の下に位置付けることといたします。

計画の対象期間は、生涯学習推進計画に合わせて、令和12年度までとしております。ただ、期間中の見直しもあり得ることを想定しています。

3 ページには「基本的な方針」を記載しております。館のテーマに基づいた博物館活動を展開するという前提のもとに、本館については博物館の基本的な機能や別館との関係、学校連携といった内容について記載しています。別館である旧吉田茂邸については、近現代史に特化した体験学習施設としての内容について記載しております。

4 ページは、本館・別館併せた施設運営・施設管理について記載しています。

5 ページは、3 ページに記載した基本的な方針に対応して、(1) から (6) まで、実施事業の方針を記載しています。なお、(3) の企画展については、令和12年度までのおおまかな予定を示しております。

6 ページは、今後の重点項目ということで、(1) から (4) まで記載しております。

なお、この基本方針は、本日の教育委員会定例会に先立ちまして、3月8日に開催されました大磯町郷土資料館協議会においてもご審議いただいております。

概要については以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) この件というか、ちょっとずれるんですけど、今大磯小学校のタイムカプセル実行委員会というのをやっておりまして、個人の所蔵物や収蔵物ではなくて、当時の文化とか生活とか教育に関して、ちょっと分かるようなものが入っていたりするんですね。それを、こちらの実行委員会のほうで、5月27日のイベント後に処分するのは、あまりにももったいない。

そして、せっかくだから、今のお子さんたちにも50年前にこんなだったということが分かるような形で、できれば郷土資料館さんのほうで展示とかしていただけたらという話を町長のほうにもしております。

本当は小学校で展示できると一番いいんでしょうけど、場所というかスペースの問題もありますので、できれば、イベント終了後速やかに、お引き取りいただくと有り難いなと思っておりますので、この先、ご検討いただけたら幸いです。

よろしく願いいたします。

郷土資料館長) タイムカプセルの件につきましては、先般開催された郷土資料館協議会でも話題に出たところですが、現在、タイムカプセルの資料については、追跡調査をしている段階で、まだ時間がかかるということで、追跡調査及び整理が終わった段階で、博物館資料として取り扱う事ができるものがあるかどうか、改めて学校と資料館で協議させていただくという話が出ております。

トリー委員) そうですか。分かりました、ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

教育長) ほかにいかがでしょうか。

濱谷委員) それに関連して、今、博物館資料として価値があるかどうかを検討していくというようなお答えがありましたけれども、トリー委員が多分ご発言されたのは、50年前の人たちはこういう文化に触れていたんだよということを今の小学生に短期間でもいいから見ていただきたいという、こういうことが趣旨の発言だったんだと思うんですね。

とすると、郷土資料的な価値というふうになると、そこから外れるようなものも出てくるのかなというふうに思いますので、そのへんはもう少し柔軟な形で対応していただければありがたいなというふうに感じました。

教育部長) 私も、まずは学校のほうに展示して、子どもたちに見てもらうのが第一優先だというふうに考えております。ですから、その方向で調整を進めたいなというふうに思っています。

郷土資料館には、50年前以上のものも、民俗資料がたくさんございまして、その整理も今課題になっておりますので、まずは各小学校のタイムカプセルに入っていたものを、それぞれの学校の今現在の子どもたちに見ていただくということで、調整を進めたいと、そんなふうに考えています。

トリー委員) そうですね、ぜひ。せっかくですから子どもの目に触れるようにしていただけたらと思います。

濱谷委員) 了解しました。

教育長) よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今の子どもたちにそういうものを還元してほしいということで、いろいろな関係で協力をしていきたいと思いますが、郷土資料館のほうでは、学校の歴史をちょうどその時期に企画展というか、予定されております。6月にかけて。

ただ、学校のほうのタイムカプセルのほうの整理がなかなか間に合わないというようなこともあって、調整をさせていただきますし、今の子どもたちに見ていただけるように工夫したいと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めていきたいと思っております。

【報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。報告事項第1号『教育長職務代理者の指名について』、事務局より報告をお願いいたします。

学校教育課長) それでは、報告事項第1号『教育長職務代理者の指名について』、ご報告いたします。

報告資料の裏面をご覧ください。

現在、濱谷海八委員が、昨年4月1日から1年間の任期で、教育長から教育長職務代理者に指名されております。

教育長職務代理者の職の任期については、原則1年を目安とし、年度を一つの区切りとして、任期は4月1日から翌年3月31日として整理していくこととしており、濱谷海八委員におかれましては、教育長職務代理者としての任期が本年3月31日で満了となります。

そこで、4月1日以降の教育長職務代理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、本日、令和5年3月23日に、濱谷海八委員が教育長から指名されたことについて、ご報告いたします。

なお、濱谷海八委員の任期が令和5年9月30日までとなっておりますので、教育長職務代理者の任期につきましては、令和5年4月1日から令和5年9月30日としております。

報告は、以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長) 職務代理ってなかなか、何をやるのかということになろうかと思いますが、様々な会議に職務代理が指定されて、出ていただいております。つい最近も、町の総合計画のほうで参加していただき、委員としてご発言いただいております。

続けてということで、大変だと思えますけど、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

【報告事項第2号 令和5年第1回(3月)大磯町議会定例会について】

教育長) 次に、報告事項第2号『令和5年第1回(3月)大磯町議会定例会について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第2号『令和5年第1回(3月)大磯町議会定例会について』、概要をご報告いたします。

会期は、2月13日から3月15日まで31日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

資料の1ページをお開きください。1ページから4ページが提出議案の一覧です。

件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

5ページをご覧ください。議案第14号「令和4年度大磯町一般会計補正予算(第9号)」の議案書と説明資料でございます。7ページから10ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。こちらは、令和5年2月の教育委員会第11回定例会において、報告事項第1号『令和5年3月補正予算における教育委員会関連予算について』で、ご報告させていただいた案件でございます。

9ページの歳出でございます。No.37の学校教育課、小学校費の学校施設・設備維持事業で電気料金高騰に伴う光熱水費の増、No.38の学校給食運営事業で、中学生との交流事業に伴う小学校への給食費補助金の増、No.39の学校給食施設・設備維持事業で、燃料費高騰に伴う増、No.40の中学校費の学校施設・設備維持事業で、電気料金高騰に伴う光熱水費の増、No.41の学校昼食運営事業で、事業費の執行見込み等を踏まえた補助金の減、No.42の子育て支援課、幼稚園運営事業で、執行見込み額の減に伴う会計年度任用職員及び職員手当等の減、No.43の幼稚園施設・設備維持事業で、事業見直しによる修繕料の減、No.44の生涯学習課、生涯学習館維持管理事業で、生涯学習館集会室空調機改修による修繕料の増、No.45の郷土資料館施設整備事業で、郷土資料館空調設備改修工事請負費執行(入札)残に伴う工事請負費の減でございます。

教育委員会関係では、3人の議員から質疑がありました。質疑の内容としましては、庄子幸太議員から学校昼食運営事業の減額理由について、鈴木たまよ議員から小学校中学校交流事業補助金に係る事業内容について、二宮加寿子議員から幼稚園運営事業に係る会計年度任用職員報酬等の減額内容について、幼稚園施設・設備維持事業に係る減額内容について質疑がありました。

質疑応答の後、休憩動議が出され、本会議再開後、「議案第14号『令和4年度大磯町一般会計補正予算（第9号）』に対する修正案」が奥津議員ほか2名から提案されました。

11 ページから 14 ページをご覧ください。教育委員会関連予算ではないものの、幼稚園に関連する内容として、歳出では、大磯町立幼稚園認定こども園移行事業として、設計委託料が予算計上されておりましたが、当該費用を削除し財政調整基金繰入金へ算入し、歳入の基金繰入金を減額する内容の修正案が審議されました。

採決では、可否同数のため、議長採決により修正案を可決し、修正部分を除く案が可決されました。

次に 15 ページから 22 ページをご覧ください。議案第 18 号「令和 5 年度大磯町一般会計予算」の議案書と説明資料でございます。令和 5 年度当初予算における教育委員会関連予算については、令和 5 年 1 月の教育委員会第 10 回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。

まず、17 ページの上段、○印の部分でございますが、令和 5 年度大磯町一般会計予算における歳入歳出予算の歳出に係る当該区分ごとの明細でございます。教育費については項 1 から項 6 まで合わせて、11 億 8 千 1 百 66 万 9 千円の歳出予算となります。

次に 19 ページをご覧ください。「歳入歳出予算の概要」でございます。ページの中程にあるアンダーラインの部分が、教育委員会関係の記載でございます。

次に 20 ページは「歳出の主な増減要因（目的別）」でございますが、No.10 の○印に教育費の記載がございます。

なお、議案第 18 号については、令和 5 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会の初日である 2 月 13 日に議案上程され、2 月 20 日の総括質疑後に予算特別委員会が設置され、審議が付議されました。子育て支援課については、2 月 28 日に行われ、幼稚園施設・設備維持事業、幼稚園使用料の預かり保育料等について審査がされました。

学校教育課、生涯学習課は、3 月 3 日に行われ、まず学校教育課については、教育研究所維持管理事業、理科教育設備費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、小学校タイムカプセル事業実行委員会補助金、コミュニティスクール運営事業、学校給食運営事業、小学校給食費無償化補助金、小学校給食食材高騰緊急支援補助金、学校職員校務用コンピューター整備事業、学校運営事業（小学校費）、太陽光発電余剰電気料（雑入）、建物災害共済金、学校教育施設整備基本構想策定事業、大磯町立小中学校空調設備借上事業、学校施設・設備維持事業、学校教育指導振興事業、学校昼食運営事業、中学校昼食支援補助金、部活動補助金、学校運営事業（中学校費）、防犯カメラ設置費用、学校旅行総合補助金、要保護・準要保護児童生徒就学援助事業、学校プール管理運営事業、小学校給食弁当代替対応補助金などについて。

生涯学習課については、図書館コンピュータ・ネットワークシステム推進事業、図書館資料整備事業、子ども読書推進事業、旧吉田茂邸観覧料、郷土資料館観覧料、大磯ゆかりの画家によるアトリエ文化発信事業、青少年指導員連絡協議会運営事業、郷土資料館刊行物売上代、教育普及・企画展事業、文化財保護事業、町指定文化財保存管理奨励交付金、町指定文化財修理等補助金、図書館維持管理事業、吉田茂関連製品売上代、社会教育総務運営事務事業、生涯学習推進事業、地域コーディネーター謝金、子ども会交流事業補助金などについて、審査がされました。

教育委員会の審査終了後に、予算特別委員会委員による討論と採決が行われ、令和5年度大磯町一般会計予算は、賛成者多数により原案どおり可決されました。なお、3特別会計は賛成者多数により原案どおり可決、1企業会計については、賛成者全員につき原案どおり可決されました。

その後、令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会の最終日である3月15日に本会議場にて、予算特別委員会の委員長報告に続き、討論と採決が行われ、予算特別委員会の決定どおり、一般会計及び3特別会計については、賛成者多数により原案どおり可決、1企業会計については、賛成者全員につき原案どおり可決されました。

続いて、2月20日に行われた令和5年度予算に係る総括質疑の概要についてご報告いたします。23ページから24ページまでが総括質疑の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。3人の議員から質問がございました。23ページには奥津勝子議員、吉川諭議員と鈴木京子議員の質問事項があり、記載のとおり質問がございました。続いて、2月22日、24日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。

25ページから27ページまでが一般質問の通告内容で、○印、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。6人の議員から質問がありました。

25ページをご覧ください。二宮加寿子議員から、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液の投与について」、「部活動のあり方について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、就学時における病状等の把握の仕方、てんかん発作に係る対応のマニュアル化、外部指導者の確保方策、事故発生時の対応、部活動指導員への手当、大磯式部活動の今後の方向性などの再質問がございました。

次の議員は、庄子幸太議員で、「伝統文化芸術と観光振興について」、「中学校部活動の地域移行について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、伝統文化のPR方策、おおいそ文化祭の今後、部活動に係る教職員の兼職兼業、大磯町の特色ある部活動などの再質問がございました。

26ページをご覧ください。次の議員は、吉川重雄議員で、「教育委員会の課題を問う」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、卒業式のマスク着用について、いじめの発生件数・認知件数・解消率について、いじめの定義について、ピンクシャツデーについてなどの再質問がございました。

次の議員は、鈴木京子議員で、「新型コロナ5類移行による町民生活の影響は」、「大磯町立幼稚園の民営化をやめ、町立とする見通しは」、「子どもを取り巻く環境への対策は十分か」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、学校におけるマスクの着用、町立の認定こども園とした場合の諸施策・諸計画との整合性・今後の進め方、学童保育の現状・今後の進め方・学校内へのフリースクールの設置、タブレット端末の電磁波対策、部活動の地域移行などの再質問がございました。

次の議員は、飯田修司議員で、「教育委員会の体質を問う」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、タブレット端末の配備台数・購入単価、小中学校へのエアコン設置に係る他市町との比較・補助金の活用方法などの再質問がございました。

27ページをご覧ください。次の議員は、渡辺順子議員で、「町立の認定こども園化について」として、記載のとおり質問がございました。町長から答弁があり、方向転換に伴う行政の継続性について、セーフティネットの考え方、学童保育の設置、町立と民間の財政負担、工事費の考え方などの再質問がございました。

次に28ページをご覧ください。福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査でございます。令和5年第2回（6月）大磯町議会定例会までの閉会中の期間において、「町立の幼保連携型認定こども園について」の事項が、所管事務調査として行われる予定でございます。

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださいよう、お願いいたします。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長） よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について】

教育長） 次に、報告事項第3号『地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長） 報告事項第3号『地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について』、ご報告いたします。

裏面をご覧ください。

大磯町では、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みとして、令和4年4月から各幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会が設置されました。

また、令和5年度からは「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な地域学校協働活動を進めて行く上で、地域学校協働活動地域コーディネーターを委嘱することとなりました。

地域コーディネーターの役割としては、学校運営協議会に委員として参画し、学校と地域との連携がスムーズに行われるよう連絡・調整を担う活動を行っていただきます。

本来は、各園、学校に各1名の配置を考えたいところではありますが、令和5年度につきましては、大磯地区に1名、国府地区に1名を委嘱いたします。

大磯地区担当は、宮代とよ子さんです。主な活動歴といたしまして、大磯小学校・中学校でPTA役員を経験されており、現在、町の青少年指導員や、大磯小学校の学校運営協議会委員でいらっしゃいます。

もうひとつ方、国府地区担当として、大友さやかさんです。主な活動歴については、国府小学校、国府中学校PTA役員経験されており、現在、国府中学校支援ボランティアコーディネーターや、生涯学習課で社会教育指導員をされております。

いずれの方も、学校の状況を理解されており、また、地域とのつながりもお持ちの方でありましたので委嘱をさせていただきます。

報告は以上です。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長） よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 蔵書点検に伴う休館について】

教育長） 次に、報告事項第4号『蔵書点検に伴う休館について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長） 報告事項第4号『蔵書点検に伴う休館について』、説明いたします。

裏面をご覧ください。

蔵書点検を実施するため、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則第5条第1項第3号の規定により、休館するものです。

点検期間は、令和5年4月18日から21日までの4日間。点検箇所及び点検資料点数は記

載のとおりとなります。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 春季企画展の開催について】

教育長) 次に、報告事項第5号『春季企画展の開催について』、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第5号『春季企画展の開催について』、ご説明いたします。資料裏面をご覧ください。郷土資料館令和5年度第1回企画展として「小学校開校150年記念～学び舎の歴史～」を開催いたします。

会期は令和5年4月22日(土)から6月11日(日)です。

今回の展示は、小学校開校150年を記念した大磯町内の学校史を題材とします。詳細は趣旨・内容の項に記載のとおりです。

ご説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いいたします。

<意見>

トリー委員) 先ほどのお話と重なりますが、ぜひこちらのときに、先ほどの話と重ねて、ちょっと展示していただけたらと。せっかくですから。

教育長) それはまた、実行委員の方々と連携ができればと思います。一つ二つは並べることができるかもしれませんが、こちらは150年ですから、タイムカプセルのほうは50年ですので、ちょっと違いがありますが、その中の一環でジョイントできる部分があれば、展示したいと思います。

よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 冬季企画展の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第6号『冬季企画展の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第6号『冬季企画展「レオナルド・ダ・ヴィンチの手稿～自然科学を記録する～」の開催結果について』、ご説明いたします。

資料をご覧ください。本展示は、郷土資料館令和4年度の第3回企画展として、令和5年1月21日から2月19日までの間、開催いたしました。

今回の企画展は、資料記載の趣旨・内容で開催いたしました。会期中の観覧者は2,552人で、1日平均約102の方が来館されたこととなります。

また、2ページの9に記載の関連行事を、実施いたしました。

ご説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【議案第22号 県費負担教職員の任免に係る内申について】

【議案第23号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。

議案第 22 号『県費負担教職員の任免に係る内申について』及び議案第 23 号『教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について』が人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 22 号及び議案第 23 号の審議については、秘密会といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、議案第 22 号『県費負担教職員の任免に係る内申について』及び議案第 23 号『教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、4月20日木曜日、午前9時30分から図書館本館大会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和4年度大磯町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和5年4月20日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 末 續 慎 吾

委 員 トーリー 二 葉

委 員 曾 田 成 則
